

2019 年 4 月 22 日
東京大学 江崎 浩

「FIT 制度の抜本的見直しと再生可能エネルギー政策の再構築」
2019 年度 第 1 回検討会資料へのコメント

(1) デジタル化の推進

第 2 次中間整理(2019 年 1 月)で、提起・認識された「デジタル化の推進」と「サイバーセキュリティ対策の推進」は、以下の観点から重要かつ効果的・戦略的な施策であると考えられる。

- (a) 電力システム全体の最適化・効率化によるコスト削減、およびシステムの設計・企画を、政府ならびに事業者で効率的かつ効果的に推進するための基礎データとなる。
- (b) 事業者において、運用状況の把握を迅速かつ正確に行うための基礎データとなる。
- (c) 事業者において、電力システムの管理・制御(グリッドコードの実導入と実運用を含む)の実現に向けた基礎基盤となる。
- (d) 「次世代 NW」ならびに「既存 NW」の安心・安全な運用の実現に必須となる。特に、デジタル化においては、すべてのデジタル機器が、システムの設計者・運用者の認識に関係なく、外部のネットワークに接続される可能性が存在することを「前提」としたサイバーセキュリティの関する管理と運用が行われなければならない。
- (e) 電力の自由化の主目的の一つである新事業の創出と展開に利用可能な基礎基盤となる。

(2) 需要者視点からの新エコ・システム実現に向けた検討

VPP 事業者や集合住宅から構成されるコミュニティー等を含む需要者側に立脚した視点から、エネルギーシステムのための議論ではなく、新しい事業機会と事業価値¹の創出を意識した再生可能エネルギーの活用モデルの議論にも重点を置くべきであると考えられる。特に、第 2 次中間整理で提起された「地域との共生」においては、再生可能エネルギー”のみ”およびエネルギー供給システム”のみ”に閉じた検討ではなく、エネルギー事業以外の事業領域・事業者との連携による総合的で創造的な地域の新しい事業形態の創出を意識した制度設計が行われるべきであると考えられる。

オフサイト電源の活用を含む、需要者へのエネルギー供給という視点においても、以下の 2 点に関する留意と注意が必要であることが、第 2 次中間整理で提起されている。

¹ 例えば、SDG s の実現に貢献する事業継続性(BCP)やクリーン&グリーン(地球温暖化対策)などに関する不動産価値など。

- 法律上の問題でなく、いわゆる運用上の問題で制約が発生²していることも認識。
- 自家消費と系統連系を共存させる際に、様々な商慣習やルールが問題として存在するのであれば、その障壁を取り除くべき。

さらに、事業者自らが送電線の新設工事を行うことが現状のルールでは可能であるが、その実現が容易ではないことなど、新しいシステム構成でのエネルギーの供給・送電・配電・受電を可能にする環境整備が必要であると考えます。

また、FIT 制度の次のステップとしての、売電を前提にした多数の小規模発電事業者の事業手法の変化と VPP 事業者の事業の大規模化、事業選択肢、エネルギー源の多様化を推進するための環境作りが必要であると考えます。

(3) 既存 NW コスト等の徹底的なコスト削減

第 2 次中間整理では、「調達」の重要性が提起された。第 2 次中間整理では、「架空送電線」、「ガス遮断器」、「地中ケーブル」の 3 品目の調達に関する仕様の統一化が取り込まれることになったが、この「仕様の統一化」は、これ以外の品目にも幅広く展開されるべきであると考えます。戦略的な調達の実現は、徹底的な既存 NW のコスト削減の実現だけでなく、次世代 NW のコスト削減にも大きく貢献するものと考えます。

以上

² 送配電事業者と需要者との双方にとって不利益となる事例も少なからず認識されている。